



法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の二第一項及び第二項	前条	第十七条の十八
第十七条の二第一項	海技免許講習が	船舶職員養成施設における船舶職員の養成が
第十七条の二第二項第二号及び第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第十七条の十九において準用する第十七条の十一
第十七条の二第二項第三号	登録海技免許講習の実施	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成
第十七条の二第二項第三号及び第三項第四号、第十七条の四（見出しを含む。）、第十七条の七（見出しを含む。）、第十七条の十から第十七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項	登録海技免許講習事務	登録船舶職員養成事務
第十七条の二第三項	登録海技免許講習登録簿	登録船舶職員養成施設登録簿
第十七条の二第三項第二号及び第十七条の十	登録海技免許講習実施機関	登録船舶職員養成実施機関
第十七条の二第三項第二号から第十七条の十二まで及び第十七条の十三第一項		
第十七条の二第三項第三号	登録海技免許講習	登録船舶職員養成施設
第十七条の三第二項	前二条	第十七条の十九において準用する第十七条の一
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第十七条の十九において準用する第十七条の二第三項第二号から第五号まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録船舶職員養成事務規程
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録船舶職員養成事務の
第十七条の六第二項	登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習を受講しようとする者	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成の方法、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成
第十七条の八第一項	登録海技免許講習を受講しようとする者	登録船舶職員養成施設における教育を受けようとする者
第十七条の十	第十七条の四	第十七条の十九において準用する第十七条の四
第十七条の十一及び第十七条の十五第一号及び第四号	第四条第二項	第十三条の二第一項
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第十七条の十九において準用する第十七条の二第二項第一号又は第三号
第十七条の十一第一二号	第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条	第十七条の十九において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は第十七条の十二
第十七条の十一第二号	第七条の八第一項各号	第十七条の十九において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条的十第四号	前二条	第十七条の十九において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条的十五第一号	第十七条的五	第十七条の十九において準用する第十七条的五
第十七条的十五第二号	第十七条的七	第十七条的十九において準用する第十七条的七

## (乗組み基準)

**第五条** 法第十八条第一項の乗組み基準は、別表第一各号の表（以下「配乗表」という。）の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶以外の船舶に限る。）の区分に応じ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として、配乗表の資格に定める資格（その資格が別表第一第三号の表の船橋当直三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格を含む。）又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗組ませることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによることでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。

一 船橋当直限定又は機関当直限定をした三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けた者については、その限定をされた職の船舶職員として乗り組ませないこと。

二 船橋当直限定をした船舶職員として乗り組ませないことは、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。

三 機関限定をした海技免許を受けた者については、その船舶がその限定をされた種類の機関を有するときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。

四 船舶の設備その他の事項についての限定をした海技免許を受けた者については、その船舶がその限定をされた設備を有するときその他その船舶の航行がその限定をされたところに適合しているときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませないこと。

五 前項において、別表第一第五号の表の船舶職員の欄に定める船舶職員（以下「船長等」という。）として乗り組むことができる者があるときは、その者については、その有する資格に応じ、通信長の職と船長等の職のうちの職とを兼ねる船舶職員として乗り組ませることができる。

(指定試験機関の指定の有効期間)

**第六条** 法第二十三条の十五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録小型船舶教習所等の登録の有効期間)

**第七条** 法第二十三条の二十七第一項（法第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

(登録小型船舶教習所等に関する読み替え)

**第八条** 法第二十三条の二十八の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二十六第一項
第十七条の五	第十七条の二第三項第二号から第五号まで	第二十三条の二十六第三項第二号から第五号まで
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録小型船舶教習所等の登録の有効期間
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録海技免許講習事務規程
第十七条の十	第十七条の四	第二十三条の三十において準用する第十七条の四
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の三十において準用する第十七条の二第三項第三号
第十七条の十一第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の二十六第二項第一号又は第三号
第十七条の十一第一号	第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の第二十三条の二十八において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は	第二十三条の二十八において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号	第二十三条の二十八において準用する第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条	第二十三条の二十八において準用する第十七条の九及び第十七条の十
第十七条の十五第一号	第十七条の五	第二十三条の二十八において準用する第十七条の五
第十七条の十五第二号	第十七条の七	第二十三条の二十八において準用する第十七条の七
第十七条の十五第四号	第十七条の十一	第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一
（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）	（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）	（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）
第九条 法第二十三条の三十の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十七条の四の見出し、第十七条の七（見出しを含む。）、第十	登録海技免許講習事務	登録操縦免許証更新講習事務
十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十三第一項及び		
第十七条の十四		
（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）	（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）	（登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え）
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の三十において準用する第十七条の四
第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七から第十七	登録海技免許講習事務	登録操縦免許証更新講習実施機関
条の十二まで、第十七条の十三第一項及び第十七条の十四		
第十七条の五	第十七条の二第二項	第二十三条の三十において準用する第十七条の二第二項
第十七条の六（見出しを含む。）	登録海技免許講習事務規程	登録操縦免許証更新講習事務規程
第十七条の六第一項	登録海技免許講習事務の	登録操縦免許証更新講習事務の
第十七条の十	第十七条の四	第二十三条の三十において準用する第十七条の四
第十七条の十一、第十七条の十四並びに第十七条の十五第一号	第十七条の二第二項第一号又は第三号	第二十三条の三十において準用する第十七条の二第三項第三号
第十七条の十一第一号		

第十七条の十一第一号	第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の第二十三条の三十において準用する第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条
第十七条の十一第三号	第十七条の八第二項各号
第十七条の十一第四号	前二条 海技免許講習の
第十七条の十四及び第十七条の十五第三号	第十七条の七
第十七条の十四及び第十七条の十五第四号	第十七条の十一
第十七条の十五第一号	第十七条の五
第十七条の十五第五号	前一条 第十七条の五
第十七条の二十六第一項	第二十三条の二十八
第十七条の二十六第二項第二号	第二十三条の二十九
第十七条の二十六第二項第三号	第二十三条の三十
第十七条の二十六第三項	第二十三条の二十九
第二十三条の二十六第三項第二号	第二十三条の三十
第二十三条の二十七第二項	第二十三条の三十において準用する第十七条の十四
(乗船基準)	
第二十三条の二十六第三項第三号	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）
第二十三条の二十六第三項第四号	登録小型船舶教習所登録簿
第二十三条の二十七第二項	登録操縦免許証更新講習登録簿
	登録操縦免許証更新講習登録簿
第二十三条の二十六第三項第三号	登録操縦免許証更新講習登録簿
第二十三条の二十六第三項第四号	登録操縦免許証更新講習登録簿
第二十三条の二十七第二項	登録操縦免許証更新講習登録簿
(乗組み基準)	
第十一条 法第二十三条の三十一第一項の乗船基準は、別表第二の表の小型船舶の欄に掲げる小型船舶の区分に応じ、それぞれ同表の資格の欄に定める資格についての操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。	第一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者については、特定操縦免許を受けているときでなければ、法第二十三条の二第二項に規定する国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶に、小型船舶操縦者として乗船させないこと。
二 技能限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた区域のみを航行し、その限定をされた大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するときでなければ、小型船舶操縦者として乗船させないこと。	三 小型船舶の設備その他の事項についての限定をした操縦免許を受けた者については、その小型船舶がその限定をされた設備を有するときその他その小型船舶の航行がその限定をされたところに適合しているときでなければ、小型船舶操縦者として乗船させないこと。
第十二条 機関長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶は、帆船以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとする。	2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第五条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とす
(施行期日)	る。
1 この政令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。	
(乗組み基準に関する経過措置)	
2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（別表の配乗表の適用に関する通則3及び6から8までに定める船舶並びに施行日以後に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）附則第三条第一項に規定する特定修繕が行われた船舶その他の運輸省令で定める船舶を除く。）については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、第二条に規定する乗組み基準によらないで、改正法第二条の規定による改正前の法（以下この項において「旧職員法」という。）第十八条に規定する船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関する定め（以下「旧乗組み基準」という。）によることができる。この場合において、旧職員法別表第一から別表第四までの表の資格の欄に定める資格については、改正法附則第四条第一項の表の上欄に掲げる資格をそれぞれ同表の下欄に定める資格に読み替えるものとする。	
附 則 抄	

3 第二条ただし書の規定は、前項の規定により同項に規定する船舶について旧乗組み基準による場合について準用する。この場合において、同条第一号、第三号及び第四号中「配乗表」とあり、並びに同条第二号中「別表第四号の表の運航士以外の配乗表」とあるのは、「船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の船舶職員法別表第一」と読み替えるものとする。

4 前項前段に規定する場合においては、施行日後に法第五条第一項に規定する資格に係る免許を受けた者（改正法附則第七条第一項の規定により免許を受けた者を除く。）の就業範囲は、法の規定による当該免許を受けた者に係る就業範囲とする。

5 船舶の用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して運輸省令で定める船舶については、施行日から起算して十年を経過する日までの間、第二条及び附則第二項の規定にかかわらず、第二条に規定する乗組み基準のほか旧乗組み基準における乗り組ますべき船舶職員の数を勘案して運輸省令で定める船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関する基準によるものとする。

6 船舶職員法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三号）附則第四条第一項の規定により免許を受けた者であつて同条第二項の規定によりその免許につき船舶の総トン数についての限定がなされたものに關する法第十八条及び第二十一条の規定の適用については、その船舶がその限定をされた総トン数（別表の配乗表の適用に關する通則9に定める総トン数をいう。）未満のものであるときでなければ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として乗り組ませてはならず、及び乗り組んではならないものとする。

附 則（昭和五九年六月六日政令第一七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月一一日政令第六号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一一月二五日政令第三三〇号）抄

この政令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成三年八月二八日政令第二七四号）

この政令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）の施行の日（平成四年二月一日）から施行する。

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年一月五日政令第三三号）

この政令は、船舶職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）の施行の日（平成四年二月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年七月一〇日政令第二五一号）

この政令は、船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十一年二月一日）から施行する。ただし、第一

1 条中船舶職員法施行令第一条の二及び別表の改正規定並びに第二条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十一年五月二十日）から施行する。

2 この政令（前項ただし書に規定する規定についても、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日政令第三四五五号）

（施行期日）

1 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月一〇日政令第四九六号）

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二日政令第一四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月二十五日政令第二九号）

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

## 別表第一（第五条関係）

酒井表の通月は関する通貿

2 及び5から8までに定める船舶以外の船舶については、第一号の表及び第二号の表を適用する。  
法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶(7及び8に定める船舶を除く。)については、国土交通省令で定めるところにより、第三号の表(一)の表、(二)の表、

3 (三) の表又は(四)の表を適用する。  
無線電信設備(モールス符号を送り、若しくは受けける無線電信又は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)第一条の規定による改正前の船舶安全法(昭和

八年法律第十一号)第四条第二項(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による無線電話(国際航海に從事する船舶に施設するものに限る。)をいう。)を有する船員(4名を定める船員を除く。)であつて、(四号)を適用する。

4 船舶安全法第四条第一項（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定による無線電信又は無線電話（以下「無線電信等」という。）を有する船舶（1又は2

に定める船舶に限る。)であつて次に掲げるものについては、第五号の表を適用する。  
イ 旅客船(国際航海に従事しない旅客船であつてA-1水域又はA-2水域のみを航行するものを除く。)

□ 旅客船及び漁船（国土交通省令で定めるものを除く。以下この4及び第五号の表において同じ。）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数三百トン未満の船舶であつてA1水域又はA2水域のみを航行するもの及び国際航海に従事しないもののを除く。）

ハ漁船（A1水域又はA2水域のみを航行するものを除く。）

65  
船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書の交付を受けていたい船舶試運転を行う船舶については、第七号の表を適用する。  
(6から8までは定める船舶を除く)については第六号の表を適用する。

航行の用に供されねばならぬ船舶であつて、国土交通省令で定めるものについては、第八号の表を適用する。

引かれて航行する船舶については 第九号の表を適用する  
この表(第四号の表を除く)において「総トン数」とは、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める総トン数とする。

イントン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶  
ロイに定める日本船舶以外の日本船舶（ハに定めるものを除く。）トン数法第五条第一項の総トン数  
トン数法第四条第一項の国際総トン数

ハ  
イに定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの  
日本沿岸以外の沿岸 国土交通省令で定める総トントン数  
同項本文の規定による総トン数

10 日本の船舶以外の船舶 国二式、近畿、支那の船の総合、連続最大出力をいう。

この表において「丙区域」とは次に掲げる地点を順次に結んだ線及びに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた水域をいう。

ハ 口  
北緯四十四度東經百五十三度の地点  
北緯三十九度東經百四十五度三十分の地点

北緯二十三度三十分東經百四十五度三十分の地点  
北緯二十三度三十分東經百三十九度の地点

北緯三十三度三十分東経百三十九度の地点  
北緯三十度東経百三十九度の地点  
北緯三十度東経百三十九度の地点

チト北緯三十度東經百三十四度三十分の地点  
北緯二十三度東經百三十四度三十分の地点

リ 北緯二十一度東經百二十一度の地点  
北緯二十八度東經百二十一度の地点

北緯二十八度東經百二十四度三十分の地点  
北緯三十四度東經一百二十四度三十分也

ワラ  
北緯三十四度東経百二十四度三十分の地点  
北緯四十度東經百三十度の地点

ヨカ力  
北緯四十一度東經百三十五度の地点  
北緯四十三度東經百三十五度の地点

タ 北緯四十八度東經百三十九度三十分の地点  
この表において「乙又或」とは、東経百八十多度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線より開まれた水域であつて丙又或以外のものをいう。

水域又はA4水域をいう。

甲  
板  
部





出力七百五十キロワット以上千五百キロワット未満の推進機関を有するもの	機関長	一等機関士	五級海技士（機関）
出力三千キロワット以上六千キロワット未満の推進機関を有するもの	二等機関士	二等機関士	三級海技士（機関）
出力六千キロワット以上の推進機関を有するもの	三等機関士	四級海技士（機関）	四級海技士（機関）
機関長	機関長	二級海技士（機関）	五級海技士（機関）
機関士	機関士	三級海技士（機関）	四級海技士（機関）

三 法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶

(一) 船舶	船舶職員	資格
法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶	船長	一級海技士（航海）
	一等航海士	二級海技士（航海）
	二等航海士	三級海技士（航海）
	機関長	一級海技士（機関）
	一等機関士	二級海技士（機関）
	二等機関士	三級海技士（機関）
	三等機関士	四級海技士（機関）
	機関長	一級海技士（機関）
	一等機関士	二級海技士（機関）
	二等機関士	三級海技士（機関）
	三等機関士	四級海技士（機関）

出力六千キロワット以上の推進機関を有するもの

備考  
 1 運航士（三号職務）とは、法第二条第三項第三号に掲げる職務を行う運航士をいう。（（一）の表、（三）の表及び（四）の表において同じ。）  
 2 船橋当直三級海技士（航海）とは、その海技免許について船橋当直限定をした三級海技士（航海）の資格をいい、機関当直三級海技士（機関）とは、その海技免許について機関当直限定をした三級海技士（機関）の資格をいう。（（二）の表、（三）の表及び（四）の表において同じ。）  
 3 三級海技士（機関）の資格をいう。（（二）の表、（三）の表及び（四）の表において同じ。）

（二）の表、（三）の表及び（四）の表において同じ。

運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	機関当直三級海技士（機関）

とあふるの適用にては、

又

運航士 (二号職務)	船橋當直三級海技士 (航海)	船橋當直三級海技士 (航海) 及び 機閥當直三級海技士 (機閥)
運航士 (二号職務)	船橋當直三級海技士 (航海)	船橋當直三級海技士 (航海)
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	機閥當直三級海技士 (機閥)
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	機閥當直三級海技士 (機閥)
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	機閥當直三級海技士 (機閥)
運航士 (二号職務)	船橋當直三級海技士 (航海)	又
運航士 (二号職務)	船橋當直三級海技士 (航海)	
運航士 (二号職務)	船橋當直三級海技士 (航海)	
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	
運航士 (二号職務)	機閥當直三級海技士 (機閥)	

」と読み替える」とができる。

運航士（一號職務）	船橋當直三級海技士（航海）
運航士（二號職務）	船橋當直三級海技士（航海）
運航士（三號職務）	機閥當直三級海技士（機閥）
運航士（四號職務）	機閥當直三級海技士（機閥）

(三) 船舶		
備考	船舶職員	資格
法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶	船長	一級海技士(航海)
	一等航海士	二級海技士(航海)
	機関長	一級海技士(機関)
	一等機関士	二級海技士(機関)
	運航士(三号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
	運航士(三号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
と	運航士(三号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
あ	運航士(一号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
る	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
は	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
、	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
又	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
は	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
、	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
は	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
、	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
は	運航士(二号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)

(四) 船舶		
船舶	船舶職員	資格
法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶	船長	一級海技士(航海)
	運航士(四号職務)	二級海技士(航海)及び機関當直三級海技士(機関)
	機関長	一級海技士(機関)
	運航士(五号職務)	二級海技士(機関)及び船橋當直三級海技士(航海)
	運航士(三号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機關當直三級海技士(機關)
と読み替えることができる。	運航士(四号職務)	二級海技士(航海)及び機關當直三級海技士(機關)
あ	機関長	一級海技士(機關)
る	運航士(五号職務)	二級海技士(機關)及び船橋當直三級海技士(航海)
は	運航士(三号職務)	船橋當直三級海技士(航海)及び機關當直三級海技士(機關)

2 1 備考  
運航士(四号職務)とは、法第二条第三項第四号に掲げる職務を行う運航士をいい、運航士(五号職務)とは、同項第五号に掲げる職務を行う運航士をいう。

の

表

の

適

用

に

つ

い

て

は

、

と  
あ  
る  
の  
は

運航士（四号職務）	二級海技士（航海）	二級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
機関長	一級海技士（機関）	一級海技士（機関）
運航士（五号職務）	二級海技士（機関）	二級海技士（機関）及び船橋当直三級海技士（航海）
運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）	船橋当直三級海技士（航海）
運航士（二号職務）	船橋当直三級海技士（機関）	機関当直三級海技士（機関）

運航士（四号職務）	二級海技士（航海）	二級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
機関長	一級海技士（機関）	一級海技士（機関）
運航士（五号職務）	二級海技士（機関）	二級海技士（機関）及び船橋当直三級海技士（航海）
運航士（三号職務）	船橋当直三級海技士（航海）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	機関当直三級海技士（機関）	船橋当直三級海技士（航海）

運航士（四号職務）	二級海技士（航海）	二級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
機関長	一級海技士（機関）	一級海技士（機関）
一等機関士	二級海技士（機関）及び船橋当直三級海技士（航海）	二級海技士（機関）
運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	機関当直三級海技士（機関）	、

又

一等航海士	二級海技士（航海）	二級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
機関長	一級海技士（機関）	一級海技士（機関）
一等機関士	二級海技士（機関）及び船橋当直三級海技士（航海）	二級海技士（機関）
運航士（一号職務）	船橋当直三級海技士（航海）	船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）
運航士（二号職務）	機関当直三級海技士（機関）	、

一は

と読み替えることができる。

#### 四 無線部

##### (一) 旅客船

船舶	船舶職員	資格
国際航海に従事しない旅客船	通信長	二級海技士（通信）
平水区域又は沿海区域を航行区域とするもの	通信長	二級海技士（通信）
近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの	通信長	二級海技士（通信）
総トン数五百トン未満のもの	通信長	二級海技士（通信）
総トン数五百トン以上のもの	通信長	二級海技士（通信）
二等通信士	通信長	二級海技士（通信）
二級海技士（通信）	通信長	二級海技士（通信）

				国際航海に従事する旅客船
				沿海区域を航行区域とするもの
				近海区域又は遠洋区域を航行区域とするもの
				旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの 旅客定員が二百五十人を超えるもの又は総トン数五百トン以上のもの 旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの（近海区域を航行区域とするものに限る。）
				旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの（遠洋区域を航行区域とするものに限る。）
				旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン以上ものの 旅客定員が二百五十人を超えるもの
			通信長	二級海技士（通信）
			一級海技士（通信）	一級海技士（通信）
			二級海技士（通信）	二級海技士（通信）
三等通信士	通信長	二等通信士	二級海技士（通信）	二級海技士（通信）
二等通信士	二級海技士（通信）	二級海技士（通信）	一級海技士（通信）	一級海技士（通信）
二級海技士（通信）				

備考 総トン数とは、イからハまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める総トン数とする。((一) の表及び (三) の表において同じ。)

日本船舶以外の船舶　国土交通省令で定める総トン数　日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定があるもの　同項本文の規定による総トン数

(二) 旅客船及び漁船以外の船舶

船舶  
国際航海に従事しない船舶であつて旅客船及び漁船以外のもの

国際航海に従事する船舶であつて旅客船及び漁船以外のもの

1000

(三) 漁船

電  
総トン数五百トン未満の漁船

総トン数五百トン以上千六百トン未満の漁船  
合、セ、ヒ、ト、シ、ウの漁船

五 無線部  
総トン数一千六百トン以上の汽船

(一) 旅客船

国際航海に従事しない旅客船 無線電信等の船上保守を無線電信等の船上保守を

国際航海に従事する旅客船 A 1 水域又は A 2 水域の

A3 水域又はA4 水域た

**備考**「民衆宣傳等の沿二年于一には、八日由之三月二十二八年第一項の見立

(無線電信等の船上係官」とは、船舶安全法第二十一条第一項の規定  
にて同じ。)

船舶

船舶職員

资格



別表第二（第十条関係）

引かれて航行する船舶	船長	当該船舶の航行する区域を航行区域とし、かつ、その総トン数と同一の総トン数を有する船舶について必要とされる第一号の表の船舶職員の欄に定める船舶職員に係る資格の欄に定める資格
小型船舶		
特殊小型船舶		特殊小型船舶操縦士
沿岸小型船舶		一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士
外洋小型船舶		一級小型船舶操縦士

備考  
2 1 特殊小型船舶とは、小型船舶であつてその構造その他の事項に關し国土交通省令で定める基準に適合するものをいう。

沿岸小型船舶とは、特殊小型船舶以外の小型船舶であつて次の各号のいずれかに該當するものをいう。  
一 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶以外の小型船舶であつて、沿海区域のうち国土交通省令で定める区域のみを航行するもの  
二 母船に搭載される小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの  
三 引かれて航行する小型船舶であつて国土交通省令で定めるもの

外洋小型船舶とは、特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶をいう。